

主な指摘事項【通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護】

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
人員	従業員の員数	・人員基準上、単位ごとに必要な機能訓練指導員が配置されていない。	1件
運営	内容及び手続の説明 及び同意	重要事項説明書及び契約書について、以下の点において不備が見受けられた。 ・サービス利用料金について記載し、利用者負担額の割合（1割、2割、3割負担）についても記載すること。 ・サービス提供に関する記録の保管について、市条例に則り5年間とすること。 ・平成30年度報酬改定の内容について、利用者への説明及び文書での同意を得られていない。 ・苦情に対する相談窓口について、保険者についても記載すること。	4件
運営	通所介護計画の作成	・通所介護計画が作成されていない利用者がいた。	2件
運営	勤務体制の確保等	・従業者に対する研修の実施計画を策定するなど、従業者の資質向上のために研修を実施すること。	1件
運営	非常災害対策	・事業所において非常災害に関する具体的計画を策定し、定期的に従業者に周知するとともに、避難、救出その他の必要な訓練を行うこと。また、避難訓練等に係る実施記録を作成し、事業所に保管すること。	1件
運営	秘密保持等	・すべての従業者について、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、誓約書を徴するなどの必要な措置を講ずること。	1件
運営	運営基準	・すべての従業者に対し、身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を年1回以上実施し、その記録を保管すること。 ・事故の発生又はその再発を防止するために必要な事項、事故が発生した場合の対応の方法、事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合（ヒヤリハット）に従業者が当該事実を管理者に報告する方法等が記載された指針を整備すること。 ・事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	2件
介護給付費の算定 及び取扱い	個別機能訓練加算Ⅰ	・本体事業所とサテライト事業所それぞれにおいて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置することとされているが、一部期間において算定に必要な人員配置が確認できない日が散見された。	1件
介護給付費の算定 及び取扱い	個別機能訓練加算Ⅱ	・個別機能訓練計画を作成せずに算定している期間がある利用者がいたため、自主精査の上、加算相当額の返還に係る過誤調整等の必要な措置を講ずること。 ・個別機能訓練計画書の作成及び個別機能訓練の評価に当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して作成したことが明確に分かるようにすること。 ・個別機能訓練計画の作成に当たっては、身体機能そのものの回復ではなく、残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り、利用者が居宅において可能な限り自立して暮らし続けることができる目標及び訓練内容を設定すること。 ・機能訓練は、類似目標や同様の訓練内容が設定された5名程度以下の小集団で行うこととなっているが、その実施に係る記録がないため確認ができない。 ・個別機能訓練計画作成後、3月ごとに1回以上評価のため、利用者の居宅を訪問し、生活状況を確認した上で、利用者またはその家族に対して計画の内容や進捗状況を説明し記録するとともに、適宜、目標の見直しや訓練内容の変更等を行うこととされているが、評価が行われていなかったり、訪問を行った日時等を確認できる記録がないことが見受けられた。 ・個別機能訓練加算に関する記録について、記録漏れが散見された。	5件
介護給付費の算定 及び取扱い	運動器機能向上加算	・運動器機能向上計画は、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して作成する必要があるが、これら多職種の者が共同して作成したことが分かる記録が見受けられなかった。	1件
介護給付費の算定 及び取扱い	送迎を行わない場合 の減算	・利用者の送迎記録について、迎えに関する実績のみが記録され、送りに関する実績記録が一切ない状況であったため、全ての送迎についてその実績を記録すること。	1件